

生活行為向上マネジメント推進プロジェクト特設委員会からの情報発信

生活行為向上推進プロジェクトニュース

平成 26 年 12 月号

目次／平成 26 年 12 月号 (No.1)

■協会やプロジェクトの動き、国の動き

1. 「生活行為向上リハビリテーション」について
2. 士会研修参加者名簿提出のお礼
3. 26 年度 12 月～3 月のプロジェクトの活動
4. 制度情報

■プロジェクトからの連絡

1. 学術対策チームから
 - ①事例報告の手引き作成中

②協会ホームページ生活行為向上マネジメントの大幅改訂

2. 職能対策チームから

- ①調査報告のお礼
- ②連携システム 2014 の運用についてのお願い
- ③MTDLP 関係メディア、雑誌情報

■推進！北から南から

- ・青森士会
- ・茨城士会

■協会やプロジェクトの動き、国の動き

1. 「(仮)生活行為向上リハビリテーション」に関わる研修についてのお願い

(重要)

詳細は推進会議でご説明を致しますが、平成 26 年 11 月 13 日「第 114 回社会保障審議会介護給付費分科会」において、通所リハ・訪問リハにおける新たな報酬体系の項目として「(仮)生活行為向上リハビリテーション」が提案されました。その中に報酬算定に係る研修義務付け(案)が示されたことにより、関連団体や介護事業関連企業から研修会の実施依頼が寄せられています。

プロジェクト・リーダー 土井勝幸

しかしながら、現時点では社会保障審議会介護給付費分科会の最終答申書が示されておらず、未確定の要素があります。したがって、現段階で他団体等から研修会依頼があった場合には、未だ未確定の要素がある旨を依頼者に説明し、あくまでも“OT協会の生活行為向上マネジメントの研修”としてお引き受けすることをご理解頂いた上で実施して頂きたいお願いをします。

2. 士会研修参加者名簿提出の御礼

(添付資料 厚労省提出資料 PDF)

厚生労働省・老人保健課より依頼を頂き、推進委員の皆様をお願いしておりました士会における MTDLP 研修の参加者名簿の提出に関し、ご協力を賜りましたこと心より感謝申し上げます。おかげをもちまして 12/10 に無事、厚労省老健局老人保健課の迫井課長に直接説明をさせて頂き、協会の取組みを高く評価頂くと共に 4 月から新たに報酬体系に導入予定の「生活行為向上リハビリテーション」がある程度動かさそうだという感触を課長ご自身が得られていたようでした。しか

プロジェクト・リーダー 土井勝幸

し、OT としては実が伴うことを問われますのでさらに推進していくことの重要性和責任を強く感じて参りました。プロジェクトのメンバーの方々にも提出までの数日間に取りまとめの作業にご協力を頂きましたこと重ねて御礼申し上げます。

厚労省に提出した「生活行為研修体系(案含む)PDF 版」を添付致しますので、ご確認を頂き、詳細に関しては推進会議においてご報告をさせて頂きます。

3. 26年度12月～3月のプロジェクトの活動

H26.12.13 (土) 次年度のプロジェクトに関する予算のヒヤリング

※概ね今年度並みの予算を申請しており、次年度もプロジェクトの継続が決定
推進会議において次年度の事業計画と共に詳細をお伝えします。

H26.12.20 (土) 理事会にて予算・次年度事業計画の承認予定

H27.1.10 (土) 生活行為向上マネジメントプロジェクト会議

※推進会議に向けた会議

H27.1.31 (土) ～2.1 (日) 全国生活行為向上マネジメント推進会議

※推進委員・昨年度研究協力員も含めた拡大会議とし、今後の熟練者の育成、制度改定の方向性、協会の方針等の共通理解の場とする会議とします。

H27.2.7 (土) 生活行為向上マネジメントプロジェクト会議

※47委員会に向けた会議

H27.2.15 (日) 47委員会キック・オフ会議（都道府県士会の会長を招集）

※制度対策等に関し、協会・士会が迅速に連携するための仕組みとして、新たに47委員会が発足します。
そのキック・オフ会議を開催しますが、プロジェクトからは推進会議でアナウンスした内容を士会長の皆様にダイジェストとしてお伝えし、推進委員の皆さんが士会内で相互の認識に齟齬なく活動が出来るよう、情報の提供とお願いをする機会とします。

H27.3.8 (日) 生活行為向上マネジメント 研究・事例報告会

※昨年度の研究事業を今年度も協会独自に継続していた事業の報告と熟練者の事例報告会を開催します。この報告会には厚労省老健局老人保健課の迫井課長、「高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たなあり方検討会」(以下、在り方検討会)の大森彌(東京大学名誉教授)座長、等をお呼びして開催する予定です。

4. 制度情報

●介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)

平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000052670.pdf>

新しい総合支援事業について詳細な内容になっています。「生活行為」の文字があふれた最初の公式文書です。作業療法士が地域ケア会議でどのような専門性で関わるのかが、このガイドラインで初めて明文化されたことも画期的。行政担当者やケアマネージャーの作業療法士に対する認識に大きく影響するものと考えられます。

●新しい総合事業のガイドライン案について

平成26年8月22日 厚生労働省老健局

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000038018_2.pdf

●「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて

平成26年9月30日 介護保険最新情報 厚生労働省老健局振興課

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/publicfolder200612142568742738/kaigohokensaishinjoho396.pdf>

●総合事業の推進に向けて（総合事業への早期移行に向けた市町村職員を対象とするゼミナール）

平成26年11月17日 厚生労働省老健局振興課

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/shinkouka.pdf>

介護予防手帳の案が具体的に出ています。活用の普及には行政担当者とともにOTが関わると効果的ではないでしょうか。

●第108回社会保障審議会介護給付費分科会資料

平成26年9月10日 厚生労働省老健局老人保健課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000057552.html>

[ヒアリング資料3 日本作業療法士協会提出資料 \(PDF : 2,172KB\)](#)

来年度の介護給付費を決める会議に、各職能団体が呼ばれてヒアリングを受けました。会の委員からは活動と参加に寄与できる作業療法について高い関心と評価が集まりました。議事録とともに参照下さい。

●高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会

(第1回 H26.9/29 ~ 4回 H26.11/6) 厚生労働省老健局老人保健課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=216570>

10年ごとに行われてきた検討会で、これからの10年の高齢者の地域におけるリハビリテーションについての方向性を検討するものです。生活期リハビリテーションの質の向上を図ることを目的とした、通所リハにおける「生活行為向上リハビリテーション」が話題になっていますが、現時点では冒頭の土井リーダーの話を踏まえた対応をお願いします。

■ プロジェクトからの連絡

1. 学術対策チームから

- ① 生活行為向上マネジメント事例報告の手引きを作成中です。会員の皆さんにわかりやすい手引きになる予定です。
- ② 協会ホームページ内「生活行為向上マネジメント」を大幅リニューアルする予定です。現在、改訂作業、書き込み可能なシート類書式を載せる等の準備を行っています。

2. 職能対策チームから

① 調査報告のお礼

12月15日提出していただいた以下の調査について、お忙しい中ご協力ありがとうございました。

「平成26年度 都道府県別 MTDLP 研修等実施状況表」

「平成26年度 地域支援事業関連活動 状況確認調査表」

集約、統計等実施し、まとめた結果を1月31日～2月1日の全国推進会議にてご報告します。

② 連携システム 2014 の運用についてのお願い

・「情報報告書」の発信について

連携システム 2014 では、推進委員からプロジェクトへの「情報報告書」を使用して、随時の情報発信ができますが、協会事務局宛での膨大なメールの迅速な処理のため、メール送信する際、メール件名と本文の冒頭に「MTDLP 情報報告書 ○○士会」という文言を必ず書き込んで下さい。受信後、内容に対しての返答や確認は、職能班員が個別に行います。

・事務局への発信は、右のメールアドレスへ。お間違えのないように。

● mtdlp@jaot.or.jp (庄司まで)
メールアドレスのご確認を！

③ MTDLP 関係メディア、雑誌情報

<連載中！ケアマネージャーへの普及、連携>

「月刊ケアマネジメント」 環境新聞社 1,234 円／1 冊 ケアマネージャーための月間誌
「したい」を「できる」に変える生活行為向上マネジメント

高齢者の生活行為が向上した事例を通じ、どういった利用者のニーズがあった場合に OT と連携し、どのように連携すれば利用者に最もよい支援になるかを知っていただく。

見開き 2 ページで 2014 年 7 月号から 10 回連続で毎月連載、10 人の OT のリレー形式

<連載中！大手新聞コラム>

「読売新聞」

作業療法士リレーコラム「自立を支える」 毎月 1 回日曜日の朝刊に掲載されています。

12 人の OT が生活行為向上マネジメントの実践を短いコラムにまとめています。

新聞掲載日

平成 26 年 4 月 27 日、5 月 25 日、6 月 22 日、7 月 27 日、8 月 24 日、9 月 28 日、10 月 28 日

平成 26 年 11 月 23 日、12 月 28 日、平成 27 年 1 月 25 日、2 月 22 日、3 月 22 日

インターネットでも読売新聞サイトにて閲覧できます

<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=45510>

の画面をスクロールしてコラムタイトルから選び開くか、Google で「読売新聞 自立を支える」で検索

■ 推進！北から南から

次々と推進委員の皆さまからご意見や情報が集まってきております。

生活行為向上マネジメントの実践のために、士会毎の工夫の成果を是非全国に発信して下さい。

1. <協会教材の活用> 青森県士会 推進委員 阿部 三知代

プロジェクトから配布されている概論のパワーポイント教材を活用した士会機関紙上での普及「生活行為向上マネジメントの特集」作成の是非について質問がありました (H26. 12. 9)。

→ 活用して下さい。推進委員の見方で手を加えてもらってもいいと思います。青森弁で語りかけたり、写真を入れたり・・・推進委員の腕の見せ所ですね。そして県下で普及が加速することを願っています。

2. <生活支援コーディネーターならびに協議体について> 茨城県士会 推進委員 寺門 貴

介護保険改定に向けて、生活支援サービスの充実が掲げられています。その中でも、市町村が主体的に取り組んでいかなければならない、「生活支援コーディネーター養成」と「協議体（1層・2層・3層）の設置」が緊急課題となっております。私は、9月に厚労省主催の「生活支援コーディネーター養成のための中央研修」に参加し、生活支援コーディネーター養成のための講師を務める予定です（茨城県で）。

生活支援コーディネーターの詳細につきましては、添付した資料をご確認ください。主に市町村や社協、NPO、ボランティア等が関わるものですが、作業療法士も知っておいたほうがよいと思い、情報提供いたします（H26.12.5）。

→ 情報ありがとうございます。生活支援コーディネーターについては、MTDLPのインフォーマルサービスにおけるマネジメントで連携が必須になってくると考えられます。地域ケア会議への参画と併せて、生活支援コーディネーターや協議体へのOT参画も課題となると考えられます。プロジェクトとしても協会としても取り上げていかなければならない検討課題であると思われ、提供いただいた資料を活用させていただきます。非常に貴重で先進的なOT参画の取り組み情報ありがとうございました。

<本ニュースの取り扱いと今後の予定>

●ここに載せる情報は**基本的に会員各位に向けたもの**ですが、周知方法は推進委員の裁量で行ってまいります（下表を参考にしてください）。迅速な対応をお願いします。

ただし、情報によっては下表の様に会員レベル以外の周知レベルに限定あるいは広げて周知していただくことがあります。そのようなときは、項目に記号と周知レベルを明記させていただきます。

記号	周知レベル	情報の周知方法
F	積極的に世間に発信する 一般レベル	会員外に伝える（HPに掲載、対外的な機関紙掲載、他職種一般向け研修で話す等）
A	会員レベル	会員個々に伝える（HPに掲載：士会員向け機関紙掲載、会員個人向けチラシ等配信物、士会員向け研修で話す等）
B	理事会レベル	理事会、理事に伝える（理事会、メーリングリスト等）
C	士会長（副会長）レベル	士会長（副会長）に伝える（三役会、メール、電話等）
D	推進委員レベル	推進委員だけに留める

●このニュースは毎月1回（月末）の配信の予定です。推進会議や重要な情報の配信の都合で配信のタイミングや配信回数が2月に1回になることもありますのでご了承ください。

●このニュースのコンテンツについては、運用しながらより良い内容に変更していきます。

●このニュースに関するご意見やご質問は「情報報告書」の使用をお願いします。